

相続事例で解説 『知らないと怖い！相続対策』

令和4年9月16日
よつば総合法律事務所
弁護士 今村 公 治

- * 千葉県最大級の法律事務所の一つです、**弁護士17名**が所属しています。
- * **相続問題**（遺言、遺産分割、遺留分）**交通事故**、**不動産**、**破産再生**に関する事件を多く扱っています。
- * **企業法務**（債権回収、契約書の作成・チェック、広告チェック、労働問題等）も多く取り扱っています。



名称	よつば総合法律事務所	
代表	大澤 一郎（登録番号29869） 千葉県弁護士会所属	
住所	柏事務所：〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋吉番館ビル4階 千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7階 東京事務所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号岸本ビルディング6階	
電話	柏事務所：04-7168-2300 千葉事務所：043-306-1110	
FAX	柏事務所：04-7168-2301 千葉事務所：043-306-1114	
E-MAIL	info@yotsubasougou.com	相続専門サイト http://www.souzokuyotsubasougou.com/
設立	平成20年4月	
所員	弁護士17名 スタッフ19名（令和4年7月末時点）	企業専門サイト https://www.yotsubasougou.jp/

弁護士 今村 公治 略歴



よつば総合法律事務所 千葉事務所 所長弁護士

千葉県立千葉高等学校卒
 早稲田大学法学部三年早期卒業
 早稲田大学法科大学院卒
 北海道釧路市で実務修習
 千葉県弁護士会所属（登録番号47432）
 2級ファイナンシャル・プランニング技能士

【出身地】 千葉市緑区

地元である千葉県内の企業、個人の皆様を弁護士として法的にサポートすることで地域貢献したいと考えています。



メールアドレス
imamura@yotsubasougou.com

【取扱分野】

- ・ 企業法務（契約書、債権回収、株主総会、人事労務、企業間紛争、クレーム対応 等）
- ・ 相続案件、交通事故案件などの個人事件

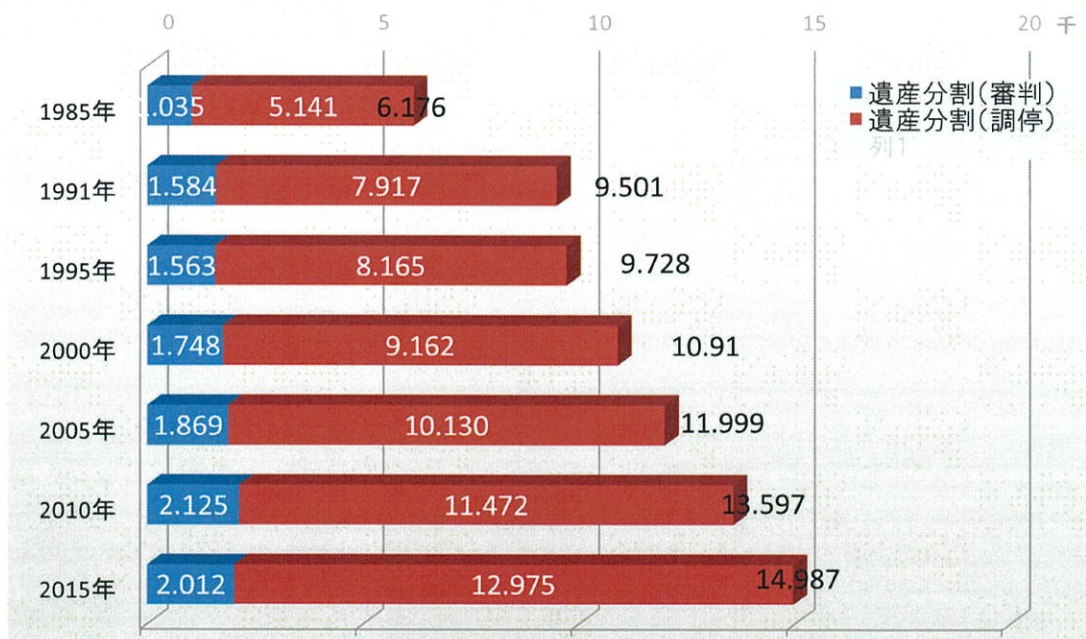
【講演実績】

「失敗事例から読み解く 正しい遺言所作成のススメ」、 「円満相続の実務」、 「税理士向け 相続における落とし穴」、 「企業法務セミナー 取引先とのトラブル防止術・クレーマー対応」、 「民法改正が不動産業界に与える影響」、 「民法改正と人事労務の現場での実務対応」、 「企業法務セミナー 相続と事業承継」、 「保険代理店の差別化につながる事故対応」、 「成年後見の実務」、 「交通事故と高次脳機能障害」、 「今さら聞けない!! 相続法（民法）」 その他多数実施

相続と争族

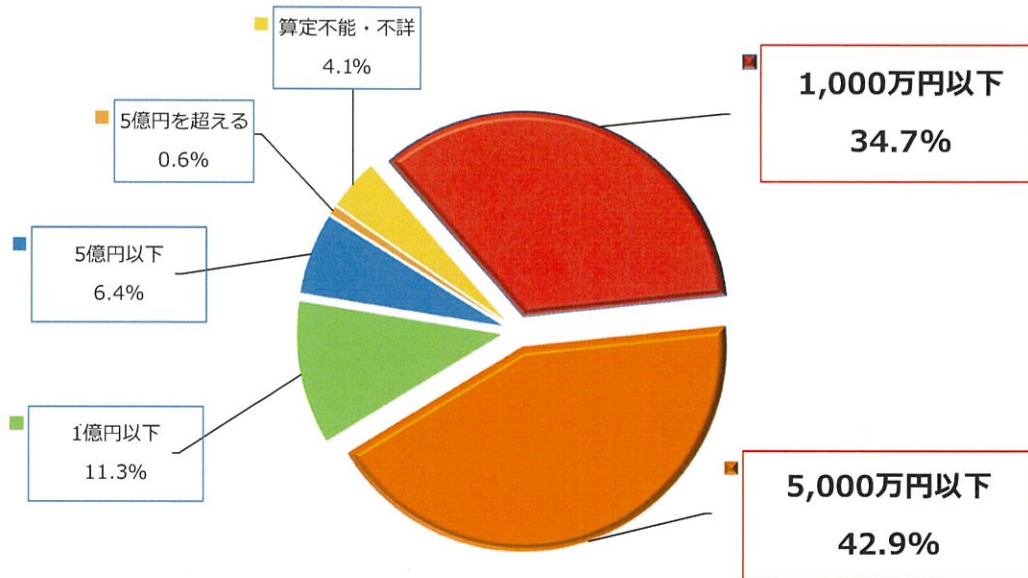
1 相続の実情

【遺産分割事件の新受件数の推移】



→2019年が約15,800件、2020年が約14,600件
人口減少するも遺産分割事件の件数は減らずに推移

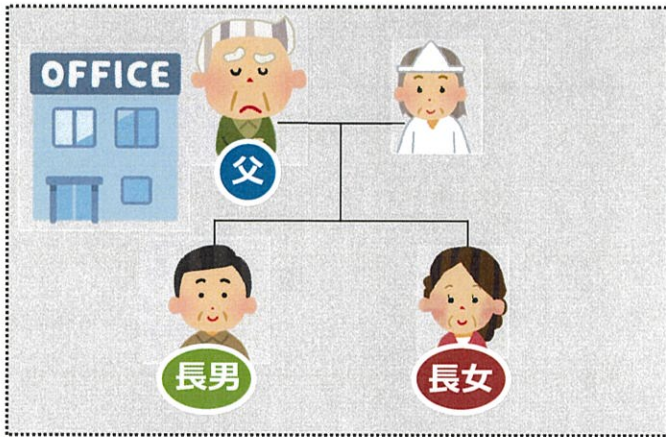
遺産分割事件のうち認容・調停成立件事件の遺産価額内訳
1,000万円以下が3割強, 5,000万円以下が7割強



<出典：最高裁判所「令和2年度 司法統計年報」>

相続もめる要素

- ① 事業を行っている
- ② 不動産を所有している
- ③ 子供がいなくて、兄弟が相続人になりうる
- ④ 再婚歴がある（前妻の子供がいる）
- ⑤ 相続人の1人が被相続人の財産を管理している



① 事案

被相続人 父（社長）
 相続人 長女・長男
 父は会社を長男に継がせたい！

② 遺産

自宅兼会社の不動産 ???万円
 株式 ???万円
 預貯金 2,000万円

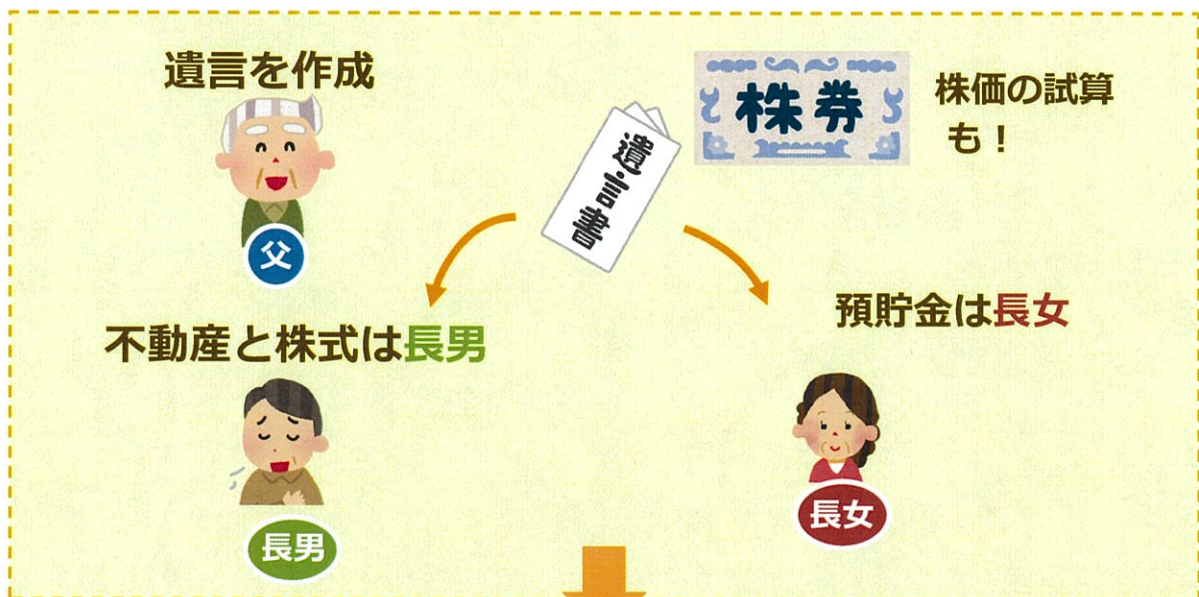
③ トラブル

父は長男に会社を継がせたかったので不動産と株式を長男に遺したかった

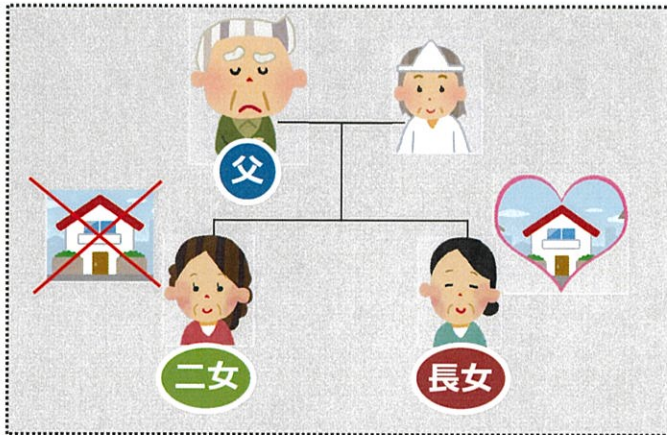
遺言がない場合
 株式の分散によって、株主総会が開催できない
 事業用の不動産の利用も一筋縄ではいかないetc.



どうすればよかった？





フォローとして、退職金等保険の活用



① 事案

被相続人 父
 相続人 長女・二女
 長女は父と同居

② 遺産

自宅 ???万円 
 預貯金 1,000万円 

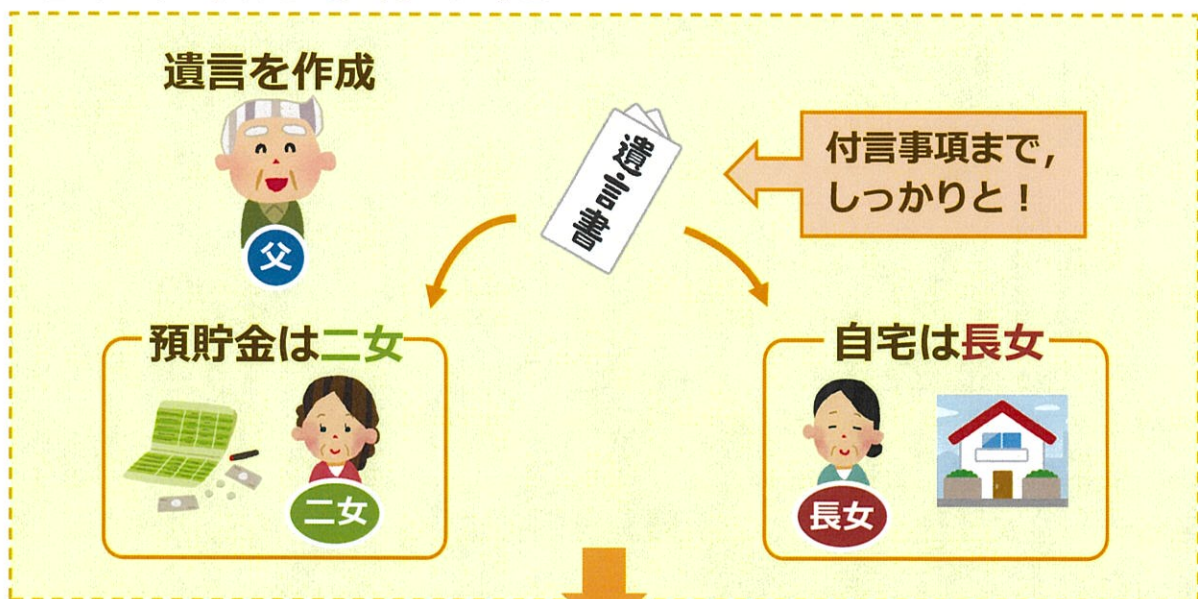
③ トラブル

長女が自宅を取得する場合、長女は、二女に対して、代償金を渡すことが一般的

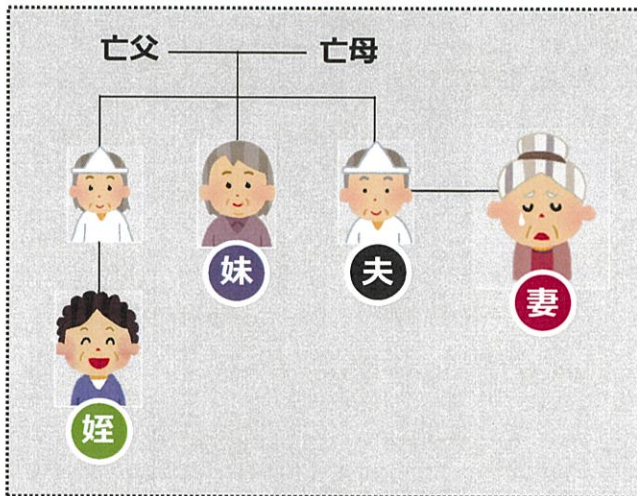
長女は欲しい→不動産を低く評価
 二女は不要→不動産を高く評価



どうすればよかった？



フォローとして、生命保険で長女にお金



① 事案

被相続人 夫
 相続人
 妻・夫の妹・夫の姪の3人

② 遺産

自宅 
 預貯金 

③ トラブル

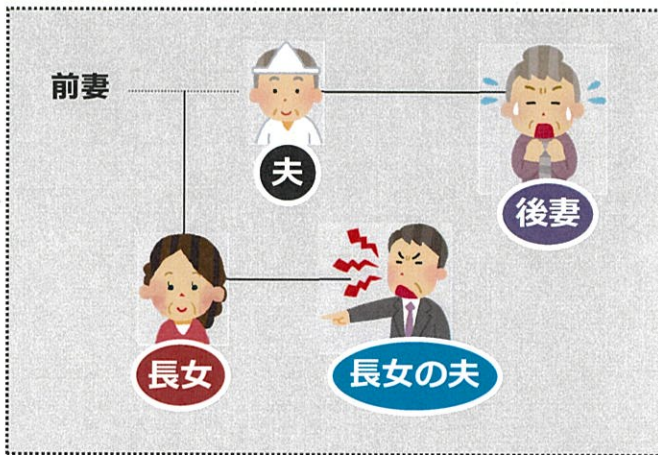
遺産分割協議は多数決では、決まらない
 夫側の親族とお金の話をするのは…



解決策



お子様のいらっしゃらないご夫婦は、遺言作成は必須



① 事案

被相続人 夫
相続人 後妻・長女

② 遺産

自宅
預貯金

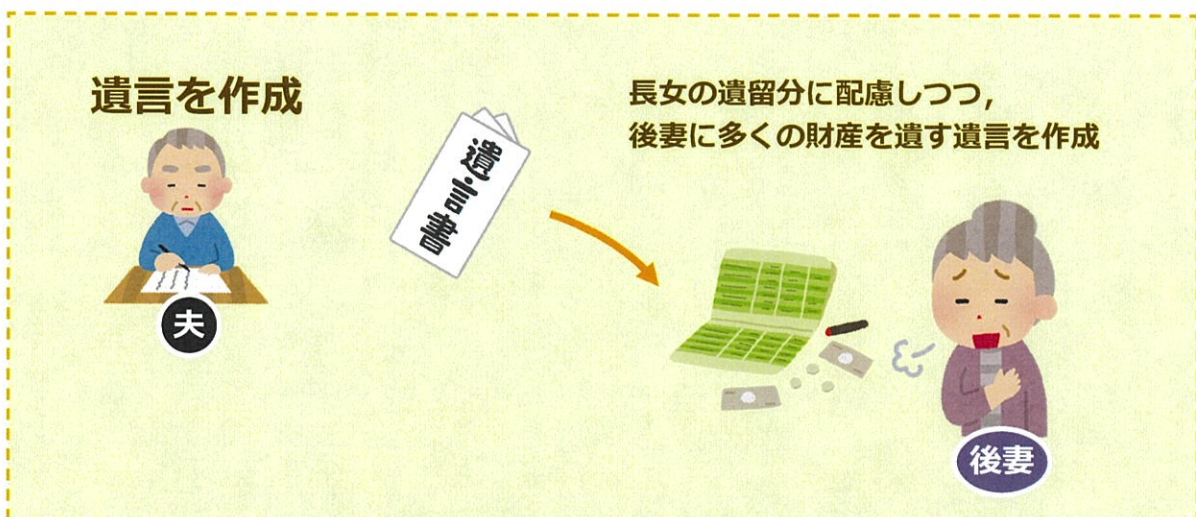


③ トラブル

後妻も長女も、夫の死亡前は、お互い話したことすらない
長女は、遺産全てを後妻に渡してもいいと思っているが、
長女の夫の意見で遺産分割協議が進まない

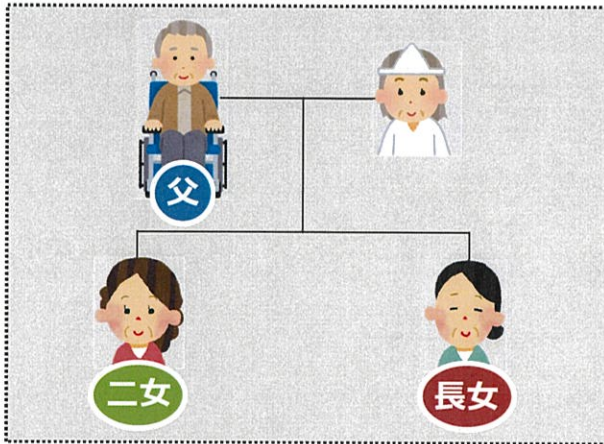


解決策



執行者を専門家に任せることにより

後妻は長女と無理に連絡を取る必要はなくなる！



① 事案

被相続人 父
相続人 長女・二女

② 遺産

預貯金 2,000万円



③トラブル

長女・二女がお互いに寄与分を主張し、裁判沙汰に…

私は、父が入院する
まで介護をしていた



私は、父が入院した後、
毎日お見舞いしていた



解決策



遺産がお金だけであっても遺言は必要となる！

第2 相続法の基本のキ

18

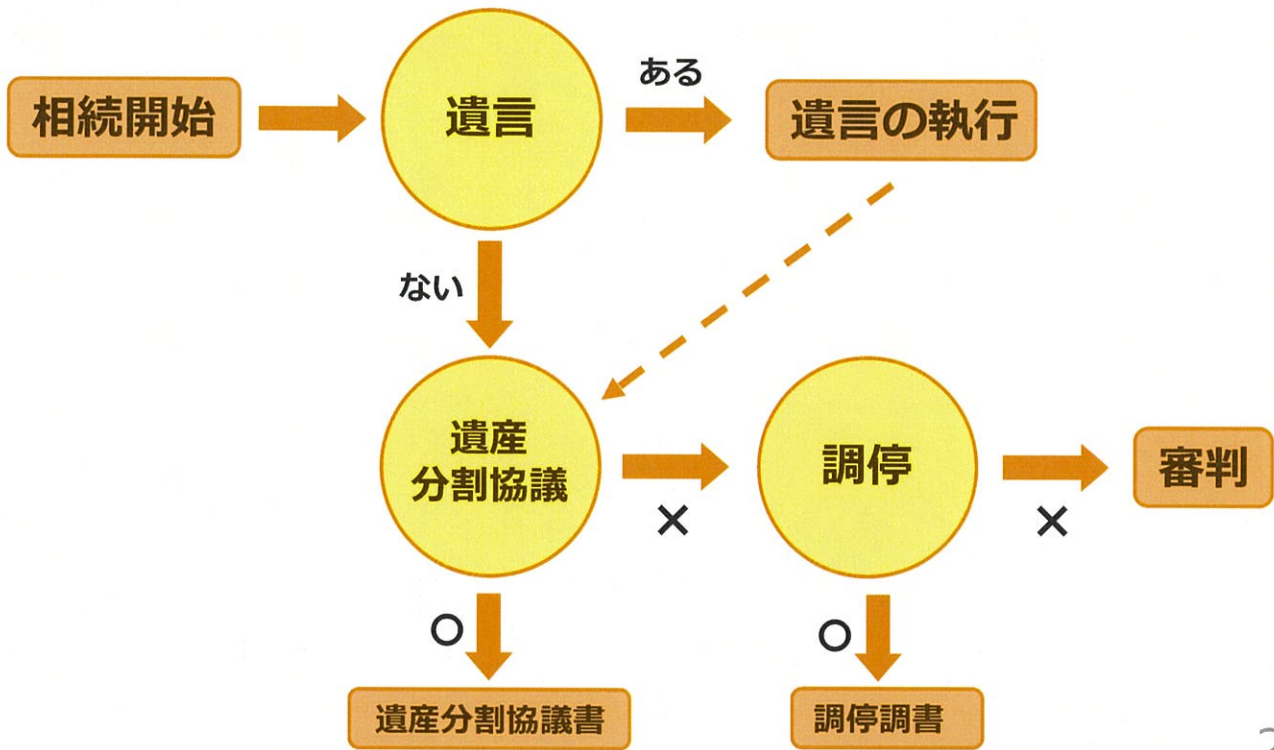
(1) 遺産分割協議の法律実務

(2) 相続における借金の扱い






(3) 相続法の改正ポイント (令和元年7月施行の改正法)

(4) 税務対策と法律対策の違い

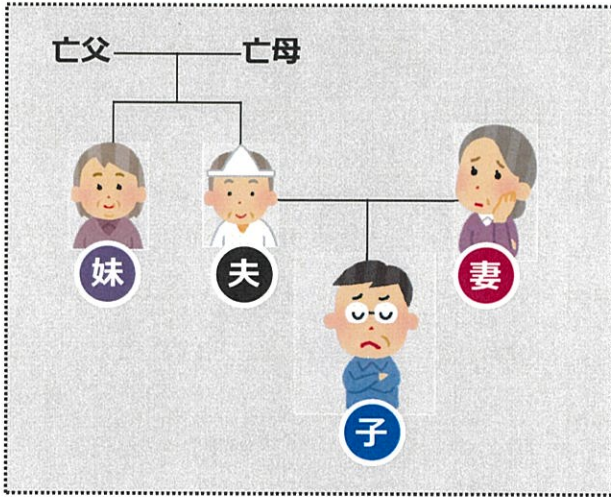
【遺産分割の流れ】



【遺産分割協議の手順】

-  **1** 相続人の範囲を確定する
-  **2** 遺産の範囲を確定する
-  **3** 遺産の評価をする
-  **4** 特別受益・寄与分
-  **5** 遺産分割方法の決定

① 法定相続分



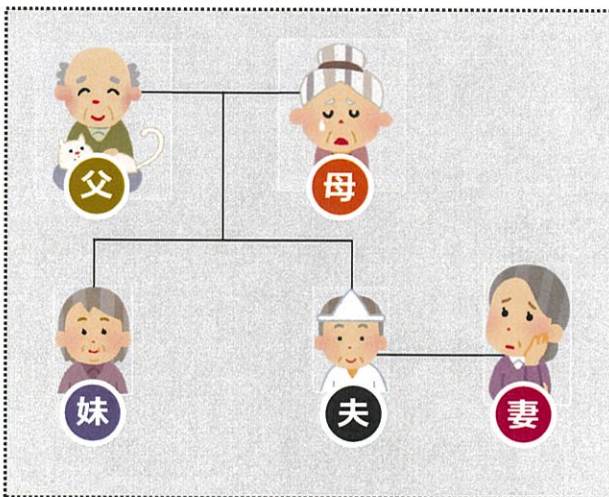
残された方



相続人は



① 法定相続分



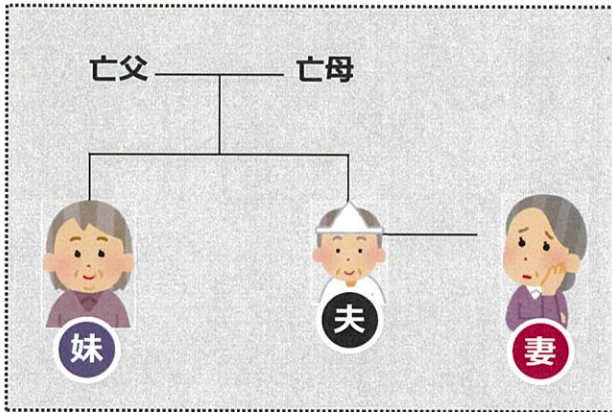
残された方



相続人は



① 法定相続分



残された方

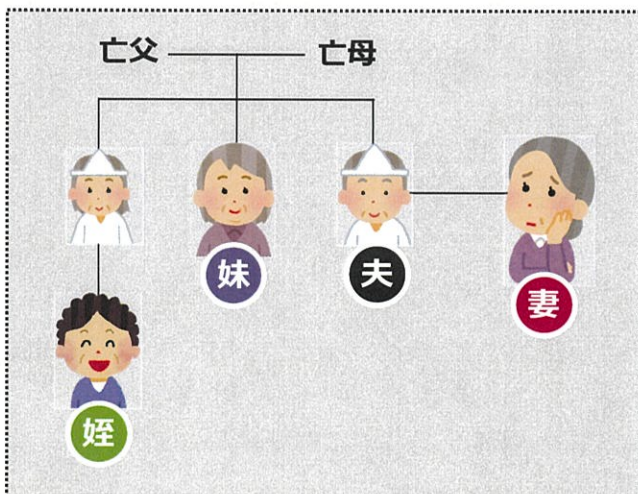


相続人は



24

② 代襲相続



残された方



相続人は



25

■ 遺産の評価

【評価の時点】

- 遺産分割時（現に分割する時点）を基準として評価する。
※特別受益、寄与分（みなし相続財産）については、相続開始時の評価を行う。

【評価の方法】

- 不動産の評価：一般的には時価
- 株価の評価：(上場株式)分割時に近接した時点での終値
(非上場株式)当事者間の価格合意、専門家の鑑定

■ 借金は法定相続分で各相続人が承継

- ① 相続放棄の検討を3カ月以内にする（熟慮期間の伸長を検討）
- ② 借金は遺産分割の対象にはならない
- ③ 相続人間の協議で負担割合を決めることは可能。
他方、債権者との関係では、相続人間で借金を恣意的に分割できない。
- ④ 相続の承認に注意（処分、消費、隠匿、債権の取り立て、株式の株主権行使なども）→遺産を動かさないことが大事
- ⑤ 保証債務も当然に承継する（被相続人が会社の連帯保証人になっているような社長の相続には要注意）



相続法の改正

<主な改正ポイント>

- 1 配偶者の居住権の保護
- 2 自筆証書遺言の方式緩和
- 3 自筆証書遺言の保管制度



- 4 配偶者への自宅贈与優遇
- 5 預貯金の払戻し制度
- 6 遺留分制度に関する見直し
- 7 相続の効力等に関する見直し
- 8 特別の寄与の制度

相続法改正の施行日
～2019年1月から段階的に施行～

- 0 自筆証書遺言の方式緩和 …… 2019年1月13日
- 1 原則として、2019年7月1日から施行
- 2 配偶者居住権の創設 …………… 2020年4月1日
- 3 自筆証書遺言の保管制度 …… 2020年7月10日

定義

■ 配偶者短期居住権

被相続人が死亡した時に被相続人の持ち家（居住建物）に無償で住んでいた配偶者は、使用部分に限って、一定期間、無償で使用可能となる。

【第三者Zさんへの不動産の遺贈がある場合】



【財産】

- ① 自宅マンションの一室（2000万円）
- ② 預貯金（2000万円）



「夫H」が居住建物を「第三者Z」に遺贈
 預貯金は「夫H」から「妻A」に遺贈

現行法では

現行法の配偶者保護

相続人の1人が被相続人の許諾を得て被相続人所有の建物に同居していた場合には、特段の事情がない限り、被相続人とその相続人との間で、相続開始時を始期として、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたと推認される

（最高裁平成8年12月17日）

現行法の限界

被相続人が明確に異なる意思を表示していた場合には、配偶者の居住権が短期的にも保護されない事態が生じていた。

〈 具体例 〉

被相続人が配偶者の居住建物を第三者に遺贈した場合
 ⇒ **第三者からの退去請求を拒めず**

改正法では

Aさん

居住建物の新所有者Zさんの、
配偶者短期居住権消滅の申し入れから
「6カ月」が経過するまでは
引き続き居住することが可能に！！



34

特徴

- 譲渡不可
- 「配偶者の死亡，建物を取得した者からの消滅の申入れ，配偶者居住権の取得」により消滅
- 第三者への対抗可能
- 遺産分割時の計算上，考慮されない

※一部しか使用していなかった場合

※財産性

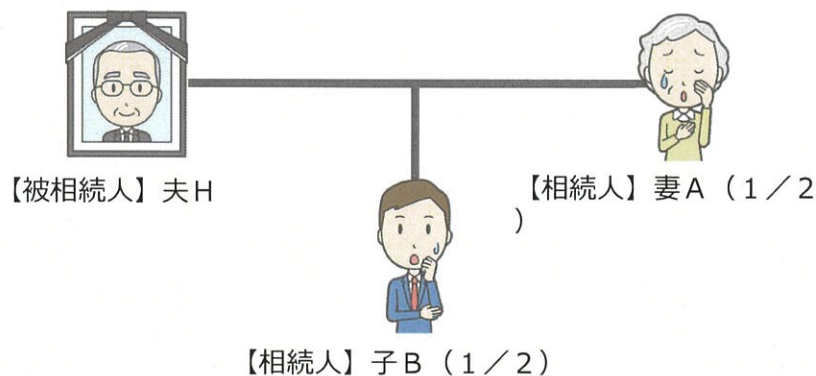
35

定義

■ 配偶者居住権

被相続人が死亡した時に被相続人の持ち家に住んでいた配偶者は、その全部について、原則としてその終身で、無償で使用・収益が可能となる権利。

相続財産が、自宅マンションと預貯金のみのAさんの場合



【相続財産】

① 自宅マンション (2000万円)

② 預貯金 (2000万円)



現行法では

息子Bの主張



母さんは、自宅マンションに今後も住み続けたいはず、**自分は預貯金2000万円**をもらえればそれでいいよ

Aさんの悩み



自宅マンションには今後も住み続けなければならない。
ただ、**預貯金をBにあげると今後の生活に困ってしまう。**

改正法では

遺産分割（又は審判）により
Aさんは新しくできた配偶者居住権（長期居住権）を
取得することが可能に

Aさん

マンションの長期居住権 **750万円** + 預貯金 **1250万円**



Bさん

マンションの所有権（長期居住権の負担付） **1250万円**
+ 預貯金 **750万円**



成立要件

被相続人の配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合に、

① 遺産分割により配偶者が配偶者居住権を取得するものとされたとき

または、

② 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき

特徴

- 譲渡不可
- 配偶者の死亡、建物の所有者からの消滅請求により消滅
- 第三者対抗要件として登記可、配偶者に登記請求権あり
- 遺産分割時の計算上、考慮される



相続法の改正による 自筆証書遺言の方式緩和と保管制度

今までは

- 自筆証書遺言の全文を自署する必要性があった
- 自宅で保管すると、紛失・隠匿・未発見のリスクがあった
- 家庭裁判所に行き、検認を受ける必要があった

裁判所HP (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_17/)

遺言書（公正証書による遺言を除く。）の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会の上開封しなければならないことになっています。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

42



改正法では

- 財産目録の部分についてはワープロで作成可能に通帳のコピー添付でも可
- 法務局で自筆証書遺言の保管が可能に
- 法務局で保管された自筆証書遺言については検認不要に



今後の対応

- 目録のすべての頁に署名押印が必要
- 遺言の無効を主張される可能性に注意が必要
 - ➡ 筆跡の同一性、自筆能力、遺言書の体裁及び内容
- 法務局で遺言書保管事実証明書の交付請求が可能

★ 法務省 「自筆証書遺言保管制度」HP

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

43

相続における3つの対策

- ① 節税対策
- ② 納税対策
- ③ 遺産分割対策

◆ ①・②を優先して、③が上手く進まず相続争いにハマることも
ex.)

① ○ 遺産の大半を不動産にして節税をはかる

→× 預貯金が少なくなり、納税資金がなく、結局不動産を売却

→× 不動産は分割しにくい、評価額が争われる、紛争が長期化

◆ ①～③全て完璧な対策をとることは難しい。何を優先すべきかを考慮しながら、手続を進めていくことが重要。節税か、事業承継か、円満な家族関係か、

“争族”の対策

1 遺言による対策

→③遺産分割対策として有効

2 生命保険による対策

→ ①②③節税、納税、遺産分割対策として有効

とくに資金調達の利便性あり

→相続放棄をしても保険金を受取れる

→非課税枠が使える

→「遺言」と比べると心理的ハードルが低い

→保険契約は争いにつながりにくい（保険金受取人の固有財産になる）

3 その他の対策

生前贈与、生前の遺留分対策、家族信託 など

税務と法務の違い

1 不動産の評価額

法務では、不動産の評価額は時価（≠相続税評価額、固定資産評価額）
※なお、遺産の評価方法、評価額は、相続人全員の合意で決められる。

2 株価の評価額

3 相続人の範囲

法務では、養子は「子」として相続人に含まれ、その人数に制限はない

4 相続財産の範囲

● 生命保険金

法務では、生命保険金は、原則として、遺産分割の対象とならない（≠みな相続財産）

● 生前贈与

法務では、相続人が、婚姻もしくは養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与を受けた場合は、3年以上遡って相続財産に持ち戻したうえ、遺産分割協議をする。

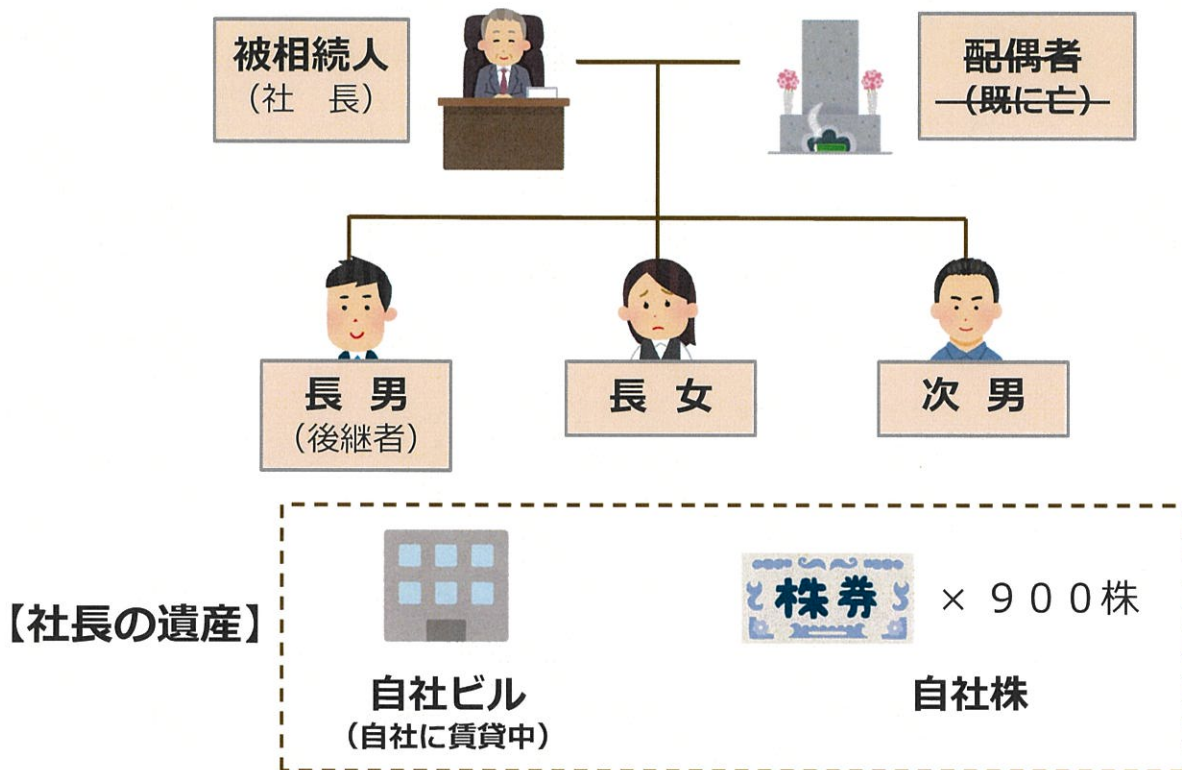
また、特別受益として相続財産に持ち戻す際、相続開始時の評価額を用いる。

5 葬儀費用

法務では、葬儀費用は、相続開始後に生じた債務であるから遺産、相続債務に含まれない。

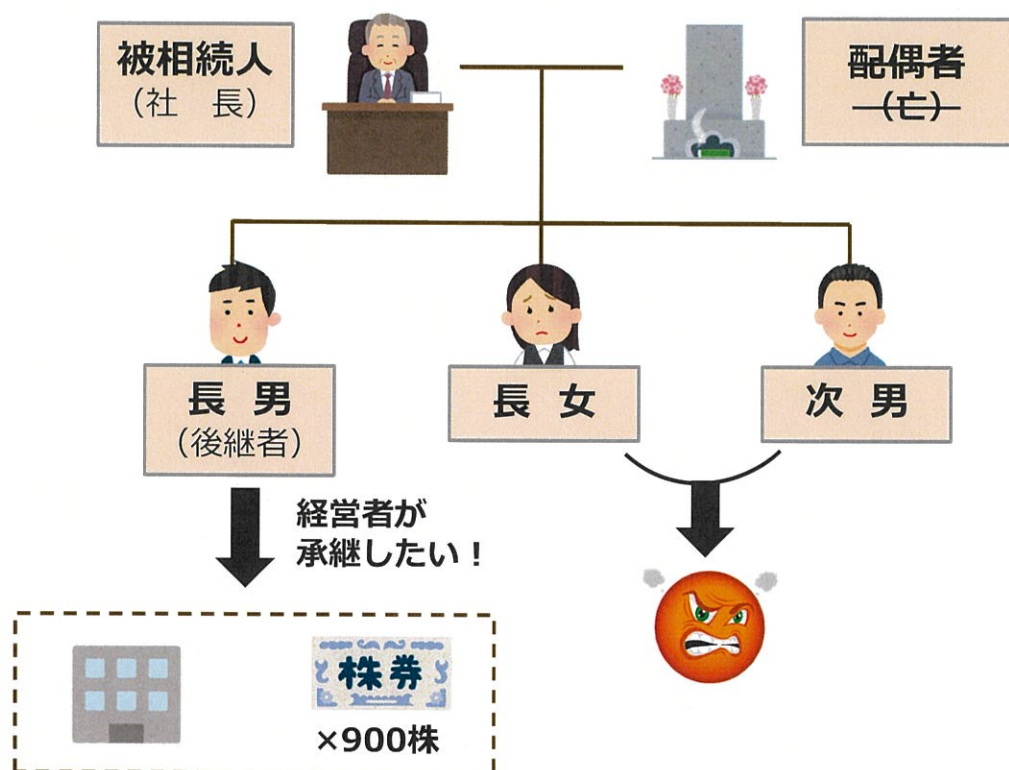
第3 トラブル事例に学ぶ相続法

ケース①



被相続人 (社長) の主な遺産

- ① 預貯金  ⇒ 4,000万円
- ② 自社ビルの土地・建物  ⇒ 評価額 1億円
- ③ 自社ビルの賃料収入  ※ 貸主：被相続人，借主：会社
- ④ 自社の株式  ⇒ 900株
- ⑤ 会社の借入の連帯保証人 



株式の権利関係

= 遺産分割がなされるまでは、共同相続人が株式を準共有する状態

point !!

“900株を相続人3人で準共有する”とは、



○ 3人が1株 (1/3持分) を900個承継する



× 1人が300株を承継する

株式の準共有状態

- 株主の権利（ex. 議決権）を行使するには、権利行使者を1人指定し、通知が必要
- 権利行使者を定めるのは、持分の価格に従いその過半数で決する

52

【遺産である不動産から発生した賃料の扱い】

- ① 相続開始後 から 遺産分割前 まで
= 各相続人がその相続分に応じて取得
- ② 遺産分割後
= 不動産を取得した相続人が取得

（cf. 最判平成17年9月8日）

（※ 遺言がある場合には、別途検討が必要）

53

【遺産】

自社ビル



〔 所有名義 : 被相続人
賃借人 : 会社 〕

◎ 土地・建物

相続人3人が、法定相続分(1/3)の共有

◎ 賃料収入

相続人3人が各人1/3ずつ当然に取得する

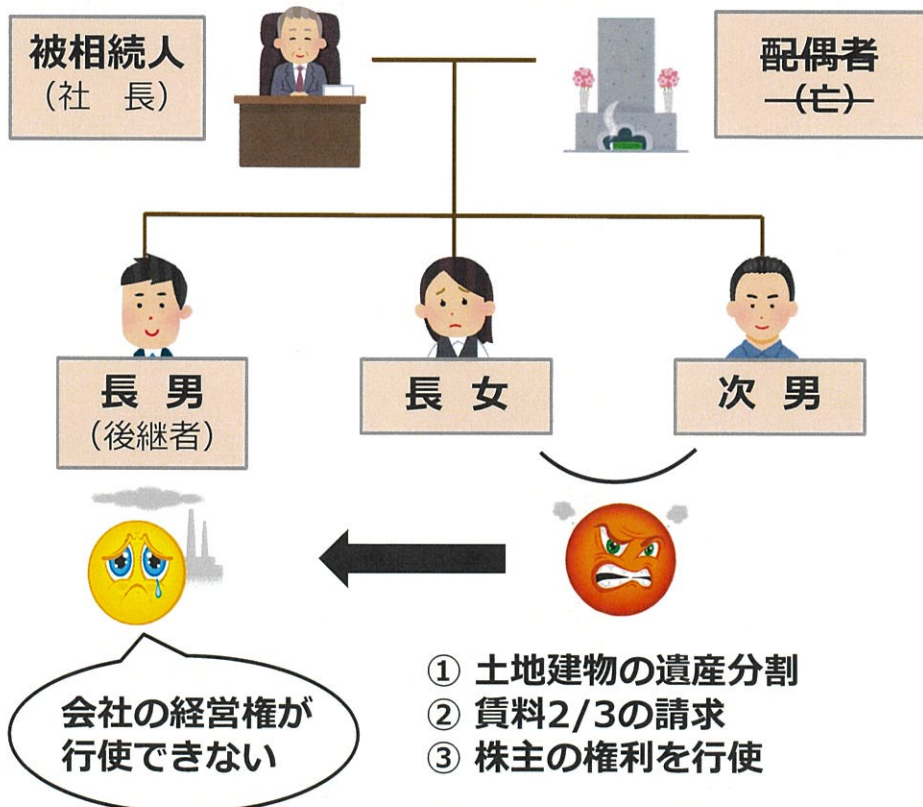
自社株



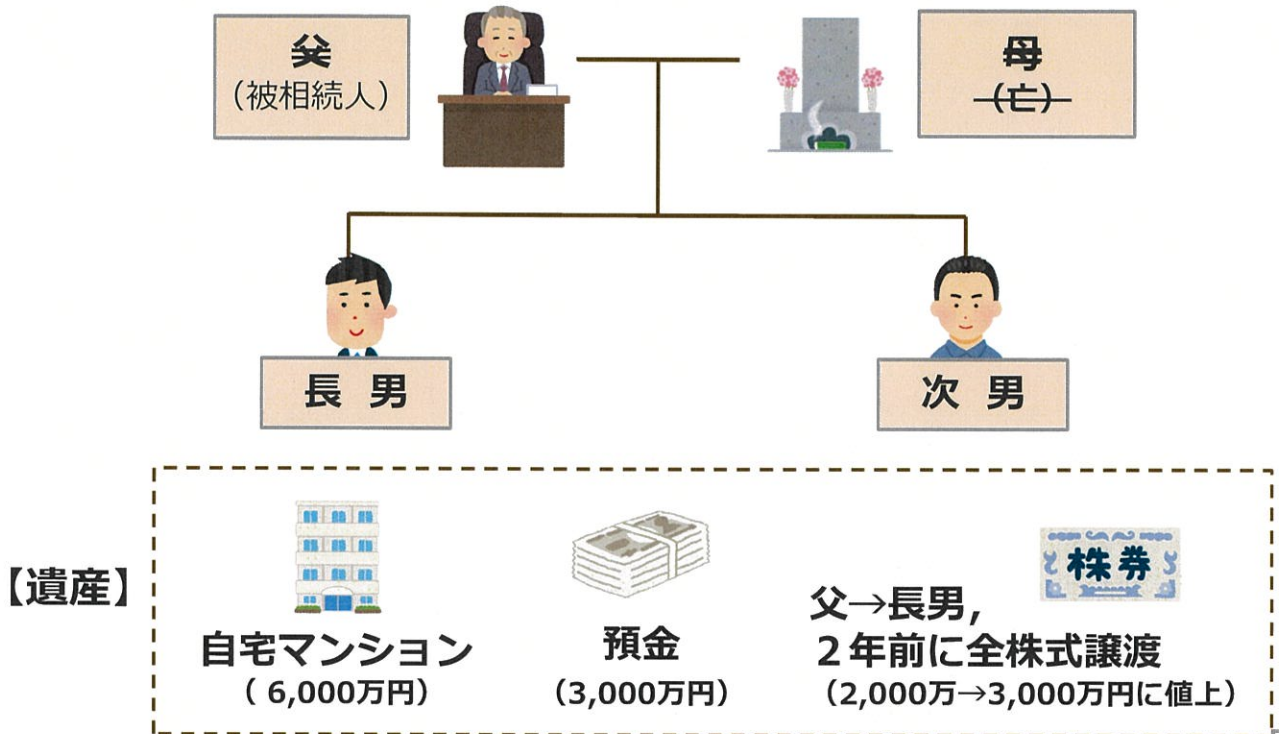
× 900株

◎ 株式900株

相続人3人が、法定相続分(1/3)の準共有



ケース②



56

ケース②

❌ 自社株式を生前贈与した後に、後継者の相続人の努力で株価が上昇している

➡ 株式評価の基準時は相続開始時のため、遺留分額が増額してしまう

❌ 遺留分侵害額請求されたときの代償金がない

57

【事業承継の対策】

◎ 遺言書を作成する

➡ 後継者に会社経営に必要な株式を取得させる

しかし

他の相続人から**遺留分侵害額請求**を受けうる

そこで

◎ 後継者に十分な資力（現金）を持たせる

➡ 生命保険金等の活用

58

事例から学ぶ争族を避ける方法

■ 遺言書の作成 + 代償金の確保（遺留分対策）

☆ 生命保険の活用

➡ 保険契約の受取人の固有の権利であるため、
“原則として”遺産分割の対象にならない！

- ◎ 納税資金対策（※すぐに資金調達できる）
- ◎ 争族対策（※生命保険の成立が争われることはあまりない）
- ◎ 節税対策
- ◎ 相続放棄しても受領できる

■ 生前贈与

■ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 =遺留分に関する民法特例

- ① 株式等を遺留分算定基礎財産から除外する
- ② 遺留分算定基礎財産に算入する価格を固定する

■ 遺留分を放棄してもらおう

59

争族対策として、最も簡単かつ有効なのは



遺言＋生命保険



権利の承継と資金の確保

60

失敗事例・成功事例から考える

第4 遺言・生命保険による生前対策

61

登場人物



父



長女



二女

遺産

自宅兼事務所		⇒	???万円
株式		⇒	???万円
会社への貸付金		⇒	2,000万円
預貯金		⇒	4,000万円

備考 父は製造業の代表者であり、100%株主であった。
長女は父と同居しており、会社の取締役であった。

争われた事由

① 不動産の評価

② 貸付金の評価

③ 無償で働いたことに対する対価

④ 結婚式資金等の贈与

長女

二女



自宅兼事務所を
取得したい

安く評価したい

VS

お金で評価して、
2分の1が欲しい

高く評価したい



重要な点

不動産の評価が当事者間で合意しない場合、不動産鑑定士による鑑定を行う
ただし、戸建てでも1物件数十万かってしまう

結果 不動産の査定書をとって、それに近い金額で当事者は合意した

64

長女

二女



貸付金に価値はない

代表者から会社への貸付金は、実質的には資産として価値はない

VS

貸付金に価値はある

決算書の数字通り評価すべき



重要な点

個人の債権も当然遺産に含まれる

結果 決算書の数字通りの評価となった

65

長女

二女

父の会社にて無償で働いていた

長女は対価をもらっていた

VS

無償で働いた期間について、最低賃金で計算して、その分を寄与分として、遺産からもらう

会社の決算書には、長女への給与の支払いの記載がある
寄与分は発生しない



重要な点

寄与分については、主張する側が主張のみならず、立証までする必要がある
今回は、長女が父の決算書の内容と異なる事実を主張・立証する必要があった

結果

長女本人は、相当なこだわりがあったが、裁判所等の説得により、賃金の請求は事実上取り下げた

長女

二女

二女は、結婚式資金の援助や私立大学の費用も出してもらった。

結婚式費用は自分たちので賄った。大学の費用は特別受益にあたらぬ。

VS

二女は、援助してもらった費用は特別受益として遺産から控除されるべき

特別受益にあたらぬ



重要な点

特別受益となると、特別受益も、主張する側が主張のみならず、立証までする必要がある。
ただし、結婚式の挙式費用や学費の援助は、原則としては特別受益にあたらぬ。

結果

長女本人は、最後まで抵抗した、結果的に10万円を折れる形で、和解が成立した。

争族中、株主総会が開けず、代表者を決定できないため、借入ができなかった

相続対策をしなかったため、貸付金については数字通りの評価となり、承継者は有名無実の貸付金を承継する結果になり、預貯金を相続することはできなかった

父の死がきっかけで、姉妹に大きな溝ができてしまった

相続人の互いのプライベートな部分を、さらけ出すことになってしまう

68

ポイント



- 不動産の価値は人によって異なるので、相続では争いの種になりやすい
- 争族となると、株主総会が開けなかったり、遺産の中に事業用資産が含まれている場合、事業にも影響がでることが…
- 裁判となった場合、主張と立証が必要
一般的な感覚とズレることも…
- 遺言があれば、争いは起きなかった

69

登場人物



父：60株



長女：20株



長男：20株

遺産

自宅



3,000万円

株式



2,000万円

会社の駐車場



1,000万円

預貯金

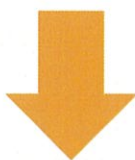


4,000万円

備考

父は建設会社の代表者であり、60%株主であった。
長女は独立して外で働いていた。長男は取締役であった。
母の相続では、母の保有株40%を長女と長男に承継させた。

争族対策として、最も簡単かつ有効なのは



遺言



作成と執行までが遺言！

遺言		
自宅	3,000万円	長男
株式	2,000万円	長男
会社の駐車場	1,000万円	長男
預貯金	4,000万円	長男1,000万円 長女3,000万円

備考 長女の遺留分は、4分の1=2,500万円
 父は、事業用の資産と自宅を全て長男に遺言で承継させた。
 長女は独立しているため、遺留分に近い預貯金3,000万円を承継させた。

父は、遺言を残したが、遺言に付言事項というメッセージを残し、長女を納得させるように努めた。

遺言を作成する前に、不動産業者に査定を取ってもらい、大体の評価額を知っていた。

同時に死亡退職金を会社に支払い、同時に長女の株式を会社（長男）が買い取れる状況にした。

72

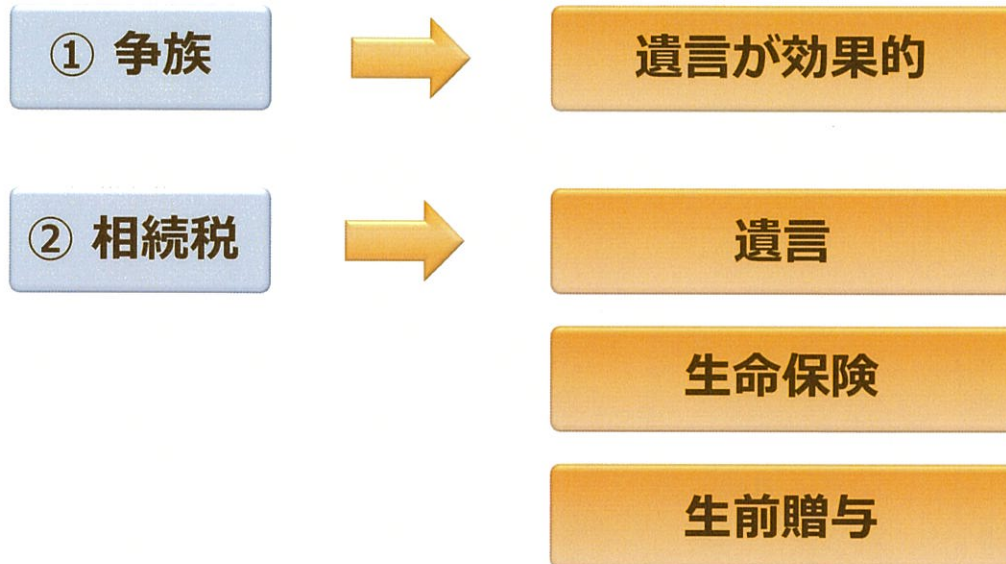
ポイント



- 経営者の相続対策は、会社や会社の従業員に対する義務！！
- 相続ではやはり不公平感が出てしまうので、付言事項や保険等でフォローする
- 遺留分の問題も加味して、生前対策はすべき

73

相続の2大トラブルとその対策



74

遺言と生命保険はセット

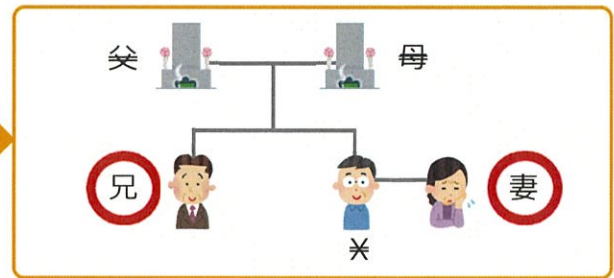
	遺言	生命保険
渡せる相手	誰でも	親族のみ
渡せる財産	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産 ・お金 ・その他財産 	お金のみ
亡くなってから受取まで	6か月かかる場合も	請求時から5営業日以内

75

こんな人は遺言書を作成すべき

遺産に不動産が多い場合の他にも、たとえば、

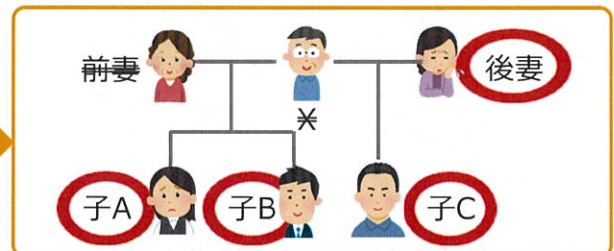
● 子供がいない夫婦



● 相続人の中に行方不明者、あるいは生死不明者がいる

遺産分割協議には相続人全員の同意が必要。

● 前妻との間に子供がいる場合



などなど。

遺言あるある ○×クイズ

～ 次の①～④の遺言書は有効でしょうか！？ ～

1

夫婦が、「私たちの財産は全て娘の花子に相続させる。」との遺言を書き、夫婦で連署して、それぞれ押印して作成した遺言書



2

「私が死んだら愛犬のパンチに私の全財産を相続させる」との記載



3

遺言書の末尾に、「私の葬式は簡素に行ってください。」との記載がある遺言書



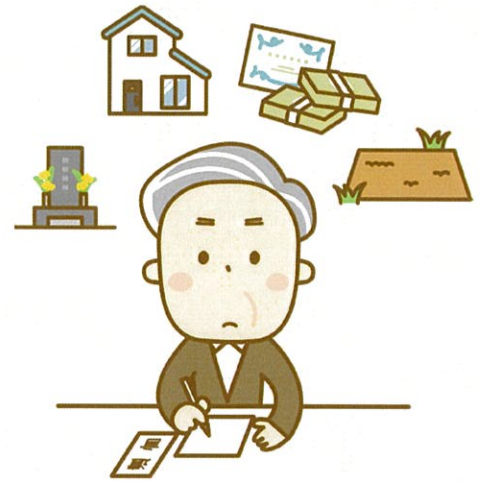
4

17歳の高校生が作成した遺言書



《 遺言書の方式 》

- 自筆証書遺言
- 公正証書遺言
- 秘密証書遺言
- 特別方式の遺言
 - ➡ ①死亡の危機が迫った者の遺言
 - ②伝染病隔離者の遺言
 - ③在船者の遺言
 - ④船舶遭難者の遺言



- * 公正証書遺言がおすすめ
- * 秘密証書遺言、特別方式の遺言はあまり利用されない

《 自筆証書遺言 》

遺言者が、自筆して遺言書を作成した場合の遺言

- ◎ 作成が簡単（専門家、公証人等の関与が不要）
- ◎ 費用がかからない
- × 遺言書に不備があると遺言が無効になる
- × 遺言の有効性が争われやすい
- × 遺言の内容が争われやすい
 - （× 遺言書が発見されないリスクがある）
 - （× 紛失・偽造のリスクがある）
 - （× 裁判所での検認手続が必要）

《 公正証書遺言 》

遺言者が、遺言の内容を公証人に伝え、公証人がこれを文章にまとめ公正証書による遺言書を作成する方式の遺言

- ◎ 紛失・偽造のリスクがない
- ◎ 遺言の有効性や内容が争われることが少ない
- ◎ 裁判所での検認手続が不要

- × 手間と費用がかかる

80

《 ここがポイント！ 》

1 法律上の効果がある部分は限定されている

- ➡ 主に、
- ① 相続の法定原則の修正
 - ② 遺産の処分
 - ③ 身分関係
 - ④ 遺言の執行の4つに関する事柄

2 遺言は法律が定める方式によらなければ無効

3 共同遺言は無効

4 相続人の遺留分に配慮する

5 遺言執行者をつけておくとよい

6 付言をつけておくとよい

81

第5 トラブル防止！

知っておくべき相続問題の関連情報

82

1 知っておくべき相続関連の法律知識 よつば総合法律事務所

(1) 相続案件で損害賠償請求された具体例

- 【ケース①】 相続財産の調査不足
- 【ケース②】 相続人の範囲の誤り

★ 裁判所は、専門家に対し、高度の予見義務、注意義務を認める傾向があります。
相続業務を行う際は、十分なりサーチを行い、それを書面やメールなど形に残すことが重要です。

(2) 遺産分割への関与と非弁行為との関係

83

【ケース①】 相続財産の調査不足

相続税申告の際、海外資産を除外したことについて
専門家に賠償責任が認められた事例

(東京地裁平成24年1月30日判決、東京高裁平成25年1月24日判決)

【事案の概要】

- 1 Xは、被相続人Aの相続人。Aの遺産に関する相続税の申告を、税理士Yに依頼した。
- 2 Yは、Aの確定申告も行っていった税理士（Aが海外資産を保有していたことを知り得た）。
- 3 Xは、Aの海外資産があることを知っていたが、税理士Yには伝えなかった。
- 4 Yは、海外資産を除外して相続税の申告書を作成、提出した。
- 5 Yは、税務調査の段階で、Xから海外資産の調査を提案されたにもかかわらず、必要がない旨の指示をした。
- 6 税務調査により海外資産の申告漏れが発覚した。

84

【ケース①】 相続財産の調査不足

【裁判所の判断】（※簡略に一部修正しています。）

税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としているから、税務申告の委任を受けたときは、委任契約に基づく善管注意義務として委任の趣旨に従い、税務申告が適正に行われるよう、専門家として高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

したがって、税務申告の委任を受けた税理士は、…、委任者から提供された資料が不十分であったり、委任者の指示説明が不適切であるために、これに依拠して申告書を作成すると適正な税務申告がされないおそれがあるときは、委任者に対して追加の資料提供や調査を指示し、不十分な点や不適切な点を是正した上で税務申告を行う義務を負うものというべきである。

税理士Yは、被相続人Aが海外資産を有する可能性が高いことを認識していたのであるから、Xの相続税の申告に際して海外資産が相続財産から漏れることがないように、Xに対して、海外資産に関する資料の提出を求めるとともに、そのような資料が手元に存在しないのであれば、海外資産の存否を調査するよう指示すべきであった…、…Yの行為は、税務の専門家として適正に相続税の申告をすべき注意義務に違反したものであるといわざるを得ない。

…、Xにも過失があったといえるから、一切の事情を損害の分担における衡平の観点から考慮して双方の過失の程度を勘案すると、3割の過失相殺をするのが相当 85

【ケース②】 相続人の範囲の誤り

司法書士が相続人の調査を誤ったため税理士が行った相続税の申告が過少申告となった事例 (名古屋地裁平成17年12月21日判決)

【事案の概要】

- 1 税理士 Y は、相続税申告の依頼を受けた依頼者 X に対して、不動産の相続登記手続等のために司法書士 A を紹介した。
- 2 司法書士 A の補助者が、相続人の確定を誤り、間違った相続関係図を作成し、Y を介し X に交付してしまった。
(※養子縁組前に生まれた子を代襲相続人として相続人に含めてしまった)
- 3 X は、間違った相続関係図をもとに、遺産分割協議を行った。
- 4 Y は、上記遺産分割協議を前提として、X の相続税申告書を作成した。
- 5 税務署から相続関係図に誤りがあるとの指摘を受け、X は、過少申告加算税、延滞税の支払義務を負うことになった。

【ケース②】 相続人の範囲の誤り

司法書士が相続人の調査を誤ったため税理士が行った相続税の申告が過少申告となった事例 (名古屋地裁平成17年12月21日判決)

【事案の概要】

上記参考裁判例は、司法書士 A が、保険会社に対して、司法書士賠償責任保険契約に基づく保険金の支払いを求めた事案の裁判例です。

裁判例のなかで、本件のような事実関係において、税理士 Y が、相続税申告の依頼者 X に対して、和解金約 1500 万円 (過少申告加算税、延滞税に関する損害賠償金) のうち3分の1を負担する裁判外の和解をしたことが指摘されています (なお、3分の2は司法書士が負担)。



～業際問題Q&A～

<p>1 仲のよいお客様から親の相続税申告の依頼を受けました。相続税の申告期間が間近に迫っていたので、早期に相続争いを抑えようと、ごく簡単なアドバイスをしたら運よく争いが収まりました。そこで、合意内容をまとめるために、話しを取り持った私が遺産分割協議書を作成することになりました。相続税申告費用とは別に、お客様が費用をおまけしてくれようとしてますが、問題ありますか？</p>	
<p>2 相続税対策の相談を受けています。節税対策のアドバイスとともに、遺言書を作成してもらおうと考えており、私がおお客様の遺言書を作成しようと思っておりますが、問題ありますか？</p>	
<p>3 顧問契約を締結しているお客様に、紛争解決のために弁護士を紹介することをサービスとして常々行っています。その際、顧問契約の顧問料とは別に、弁護士を紹介した手数料という名目で依頼者から都度1万円を受領するのはどうでしょう？</p>	
<p>4 士業ではない者が、相続の相談を受けて相続放棄申述手続を受任し、相続放棄をした報酬として10万円を受領したのですが、問題ありますか？</p>	

88



【弁護士法72条】

① 報酬を得る目的

② 法律事件に関して法律事務を取り扱う
法律事件に関して周旋をする

③ 業とすることはできない

➡ 2年以下の懲役，300万円以下の罰金

第6 まとめ

相続対策として

① 遺言（作成・執行）

② 生命保険の活用

③ 生前贈与の活用

遺される方のために、早期に相続対策をしましょう！



『知らないと怖い！相続対策』

本日はご清聴ありがとうございました。

今日のお話が少しでも皆様のお役に立てますと幸いです。

よつば総合法律事務所

< お問い合わせ・ご質問お待ちしております！ >

電話：043-306-1110

メール：imamura@yotsubasougou.com

